

報告 1

三次市立中学校部活動生徒派遣事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について

三次市立中学校部活動生徒派遣事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について、別紙のとおり報告します。

令和 2 年 8 月 1 9 日 提出

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市教育委員会告示第24号

三次市立中学校部活動生徒派遣事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年7月30日

三次市教育委員会

教育長 松村 智由

三次市立中学校部活動生徒派遣事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

三次市立中学校部活動生徒派遣事業補助金交付要綱（平成21年三次市教育委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第1号を削り、第2号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、変更内容が補助対象経費の減額の場合は、実績報告をもってこれに代えることができるものとする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（特例）

- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するため中止となった大会の代替大会として、特に認め

た大会について、補助金交付の対象となる大会とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年7月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行日の前日までに改正前の三次市立中学校部活動生徒派遣事業補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、改正後の三次市立中学校部活動生徒派遣事業補助金交付要綱の相当規定によりなされたものとみなす。